

中世の女性と軍役

—合戦の場、軍役と女性の地位—

田 端 泰 子

はじめに

井上清氏は『日本女性史』（1956年）において、封建制下の女性について次のように述べている。「この封建制の発展につれて、公家女性は階級として意味をなさなくなり、武家の女性は男性の専制のもとに性的家内どれいのごとくされ、民衆女性もまたその強力な影響をうける」。そして貞永式目制定のさいの北条泰時の消息に触れて「いまや、武士社会はすでに妻を永久に夫の所有物とするにいたっているのである」とした¹⁾。鎌倉武家社会で武士階級の女性は、夫の所有物、性的家内奴隷という位置に転落したとの見方は、事実認識として正しいであろうか。一步譲って、これが事実であるとして、このような低い位置に転落した理由はどこにあると考えられるのだろうか。後者の点について、井上氏は「惣領制」「相続法」とともに「武家は戦場を駆けめぐって所領をあらそうものであるから、そのてんからも女子よりも男子が重んぜられる」とのべる²⁾。つまり、武士という武芸を重視する階級であるが故に、男尊女卑の思想が一般化したと井上氏はみたのである。

3年後の1959年に出版された宮城栄昌・大井ミノブ編著の『日本女性史』でも、「武家社会では、武力が社会を統制する中心の力であり、政治的権力も武力を背景としていたから、武力をもたない女性は、政治的地位を伸ばし得るはずがなかった。この点では、智力中心の前代よりも、はるかに低い地位に追いやられた」とする³⁾。ここでも、鎌倉時代に女性の地位は低下したとみて、それは主として女性が武力をもたなかった点にある、と理解されているといえる。

このように、一般に鎌倉時代の女性、といっても対象は武士階級の女性であるが、前代より地位が低下したと考えられてきた。またそれは主として女性が武力をもたず戦場に出ない存在であったからということに原因が求められてきたのである。

しかしこれら通説となっている先行研究には、三つの問題点があると思う。第一の点は、先にも述べたように、武士階級の女性は北条泰時のころから、夫の所有物、性的家内奴隷に転落したのであるか、という点である。事実認識として右の点があてはまるかどうかは、武家女性について多角的に検討することで答える必要があると思うが、相続の面や妻役割について検討した拙稿⁴⁾の結論からも、武士階級の女性の地位転落を泰時の時代からとみることは同意できない。第二の点は、中世の女性が一般的に、武力を持たず戦場に出ない存在だったのかどうかという点である。これは当然の前提のようにみられているが、検証されたことであるとは思えない。第三に、武力を行使したり、戦場に出たりすることがたとい少なくなる傾向にあったとはいえ、このことが、女性の地位を低くする原因であったのであろうかという点である。武士階級は、惣領制一族結合をもち、子供に所領を配分し、合

戦にも出る存在であると同時に、その本質は在荘する領主階級である。武士階級の女性も、所領の配分を受け、地頭職を所持する領主としての属性から評価することが、まず第一に必要なかと思う。男性の地頭が「領主層」としての面から主として研究の対象となってきたのに、武士階級の女性だけが、はじめから領主層としての属性を取り払われてとらえられる必然性はないといえる。

ただ、学説史上、西岡虎之介氏のみは、鎌倉期の武士の女性について、「意志の鞏固なことと、その鞏固な意志をとくにほめたたえるのが武士風である」として、さすがに女性も「武士の婦人⁵⁾」であったことを評価している点は見逃せない。しかし西岡氏のあげた史料からは、女性が軍役とどのようにかかわっていたのか、合戦に参陣していたのかいなかったのか、は説かれていないのである。

したがって、ここでは、女性の地位の低下の指標として用いられてきた、武力、参陣、軍役の点から源平合戦期以後の女性について検討し、女性は武力を持たなかったのか、それゆえ参陣しなかったのか、軍役をつとめなかったのか、またこれらのことが女性の地位変化とどのようにかかわっているのか、を考えてみたいと思う。

1 合戦の場と女性

源平合戦期から鎌倉前期にかけてのころには、女性が合戦に参戦した例がみられる。その代表的な人物は巴と坂額である。

巴は中原兼遠の親類縁者に出自を持ち、その養女になった娘であるといわれ⁶⁾、長じては兼遠の本主である木曾義仲の家人・郎従として仕えた、騎射の名手として名高い女武者である。延慶本『平家物語⁷⁾』は「女なれとも究竟の甲者強弓精兵矢つき早の手き、」であったとする。強弓を引き、しかも矢つき早に矢を射る早業の持ち主で、「精兵」といわれるにふさわしい、すぐれた武者であったことがわかる。またこの巴は、それまでの義仲の合戦においても、一方の「大将」という位置にあった女性であることは注意を要する。「いくさといへば、さねよき鎧させ、おほ太刀・つよ弓もたせて、まづ一方の大將にはむけられけり。度々の高名、肩をならぶるものなし⁸⁾」と表現されるように、単に個人的にすぐれた武芸の能力をもつだけでなく、大将たる能力を兼ねそなえた女性であった。義仲と平家との越中国での合戦の場面に登場する巴は、「美女」といわれ、義仲のもとに馳せ集まった宮崎太郎の策では、北黒坂の大將として巴に一千騎を率いて安楽寺から彌勒山へ押し寄せることになっている⁹⁾。巴は三手のうちの一手の大將に位置づけられているのである。義仲はこの策を採用、巴は千騎を引き連れて参戦している。

つまり巴は、「心モ剛ニ力モ強。弓矢取テモ打物取テモスクヤカナリ。荒馬乗ノ上手。……何クヘモ召具シテ。一方ノ大將ニハ遣シケリ¹⁰⁾」とえがかれるように、弓の術、馬術にすぐれ、組打ちをして二人を倒せるほどの力をもっていたが、それだけではなく、大将としての資質をそなえた武者であったことがわかる。軍勢を任され、駆け引きを指揮する武將としての側面を持つ女性であったことは見落せない。『平家物語』や『源平盛衰記』では、細川涼一氏が述べるように、巴は「職業的な武士としてのみ描かれ」「女性であるという理由によって落ちのびて義仲の後世を弔う任は託されていない¹¹⁾」。廻国巫女としての姿は、後世に付会されたものであるという細川氏の見解に従いたい。

このように巴の本来の姿、源平合戦時の実像は、騎射や組みうちにすぐれた武者、そして智力を兼ね備えた武将としての姿であると考ええる。こうした巴の姿は、男性と変わらない、武者でありかつ武将であったといえるのである。

坂額は城小太郎資盛のおばである。資盛は建仁元年（1201）4月、鎌倉幕府に叛旗を翻し、鳥坂の城に籠る。この城は越後、佐渡、信濃三国の幕府方の武士に囲まれた。城中にあった坂額は「百発百中の芸」を持つ弓矢の名手であり、その技は父や兄を越えており、人々はあげてこれを「奇特」としていた¹²⁾。つまり坂額は優秀な弓矢の技をもつ特異な女性として、尊敬のまなざしで当時の人々とらえられていたことがわかる。坂額のこの時の姿は、童のように髪を上げ、腹巻を着すというものであった。矢倉の上から襲来する敵を射ると、これに当って死なない者はなかった¹³⁾。このように鳥坂の籠城戦での坂額の姿は、弓矢の名手として奪戦する勇者の姿にほかならなかったのである。

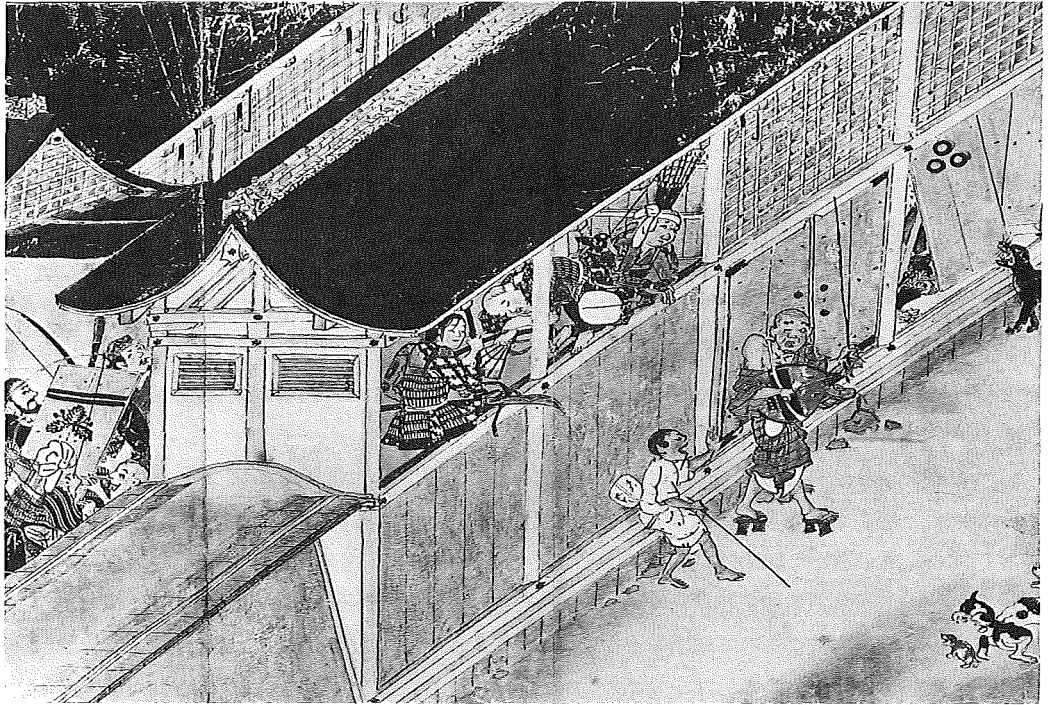
坂額が疵を被り生けどりになると、城資盛は敗北する。敗者の側は源頼家の前に引き出される。すると坂額を見ようとする御家人が市をなし、畠山重忠、小山朝政、和田義盛、比企能員、三浦義村らが居並ぶ中を通った坂額はいささかも臆するところがなく、「勇力の丈夫に比すといえども、敢て対揚を耻ずべからざるの粧也」という、堂々たるありさまであった。集った御家人の中から進み出た阿佐利与一義遠に望まれて婚姻をなし、甲斐国に下向することになる。この時与一は、「無双の朝敵」と頼家が評した城氏のおばを婚姻相手に望んだ理由として、「同心の契約を成し、壮力の男子を生み、朝廷を護り武家を扶け奉らんため」であると述べている¹⁴⁾。武芸に優れた勇士を生み、阿佐利の家を継承させるために、勇猛な女性は望ましい存在であったことがわかる。

このように、坂額は武勇をもって名をなした、武士としての女性であった。そしてその武勇が、義遠に望まれた婚姻での最大の条件であったことが注目される。坂額を見ようと御家人が市をなしたり、人々がこぞって坂額の武芸を「奇特」と考えた点からも、武勇にすぐれることが、尊敬の念をもって見られこそすれ、女性に武勇は不必要なものだとは考えられていなかったことは確かである。

源平合戦期から鎌倉前期には、現実に合戦に加わったり、大将としての能力を発揮した女性があった。合戦の場に現れることはなくても、弓矢の芸、騎射の芸などに修練を積んだ女性は多かっただろう。また、勇猛な女性に対してこの当時の見方は一般には好意的なものであり、尊敬のまなざしで見られていたといえるのである。

降って、南北朝期観応2年（1351）10月に成立した『慕婦絵詞』には、女性の鎧武者の姿がある。『慕婦絵詞』は親鸞の曾孫で覚信尼の孫にあたる覚如の伝記を、絵と詞書によって描いたもので、覚如は観応2年（1351）1月に死去、その後10カ月を経て絵巻が完成しているの、南北朝期のころの世相が写されているといえる。その後、一部失われた部分（第一巻と第七巻）は、文明14年に補作されたとされる¹⁵⁾ので、補作された部分には室町中期の世相も加味されているのではないかと思われるが、この鎧武者の描かれた巻は第二巻であるから、鎌倉後半期から南北朝期の武者であることは確実である。

さて、この鎧武者は、周辺に描かれた人物——同じく鎧を着けた二人の男性、琵琶法師とその従



者である子供——と著しく異なる点はその髪型である。豊かな髪を後でまとめているようであるが、頬や額に残る髪の描き方といい、やさしい顔立ちといい、女性と見て誤りないと思われる。ちなみに、一般に女性と見まちがわれやすい稚児は、『慕婦絵詞』では垂髪ではあるが、ひつつめ髪に描かれている。また明白に女性であるといえる赤子をつれた若い母親が、暴れる馬を避けようとしたのか道に倒れたありさまが描かれているが、この母親の髪や顔立ちと同じパターンで描かれていることも、傍証となろう。この鎧を着けた人物によって代表されるような、武者姿の女性が、鎌倉後期や南北朝期にはいたことを、鎧の女武者に横をむかせて顔を見せることによって、作者は示そうとしたのではないだろうか。

『新版絵巻物による日本常民生活絵引』の解説は、この女武者について次のような解釈を下している。「僧兵たちの間に女が多くまじっていたことは、『法然上人絵伝』や『春日権現験記』にも見えていた。僧は稚児を愛したが、僧兵たちは女をひきいれて愛しており、女もまた行動を共にしたようである¹⁶⁾」と。

『法然上人絵伝』や『春日権現験記』にみえる人物については、女性であるのか稚児であるのか、論争は決着をみていない。それはこれらの絵巻の問題の人物が頭巾を被っていることによる。しかし当面問題になるこの鎧武者は幸いにも髪、顔立ちがあらわである。女性とみることは妥当であろう。ただ問題点は、この鎧武者が、僧兵の愛の対象としての女性であったために、僧兵と同じように武装したのかどうかである。これについては私は別の見方をした方がよいと思う。まず第一に僧兵の愛の対象としてならば、なぜ鎧を着す姿で描いたのか、理解に苦しむ点である。愛の対象とし

て入ってきた日常の容姿のままを描くのが自然ではないだろうか。第二に、妻帯が平然と行なわれていた僧の社会では¹⁷⁾、僧の妻や娘が存在するのは当然であろうという点である。この場面も、三井寺の僧兵が籠る長屋にむけて、奈良興福寺一乗院前大僧正信昭が、大衆をひきつけて覚如を奪うために攻撃をしかけてくるのに対し、楯を立て、武器を取って防備している場面である。二階建の長屋が即、防禦施設とされたのであろう。とすればこの女性は、僧兵の妻か娘であった可能性は大なのではないだろうか。三井寺の僧兵という階層の、家族ぐるみの武装というふうにとらえたい。その中で、僧兵の妻や娘も合戦に際しては武装して戦ったのであろう。巴や坂額のような武士階級の女性とは異なる、僧の中でも下層の、僧兵クラスの階層の女性が、南北朝期には合戦の場に出たことが明らかになった。

さらに降って戦国期の毛利領では、合戦の中に立ち働く女性が史料の上で確認できる。市川局は、市川経好の妻であるが、永禄12年（1569）の大内輝弘の山口討入りの際、夫は九州に在陣して留守であったため、毛利配下の武士として、自ら女中を従え、女中とともに甲冑を帯びて城を守る戦いを行っている。この時市川局は甲冑に身を固め、長刀をもって立ち働くという女武者としての姿をみせるとともに、夫留守中であったため、「下知を加える」という指揮を与える姿をも見せている¹⁸⁾。市川局は自ら武者として働くとともに、武将でもあったことを示している。むしろ城の防禦の責任者として、武将としての働きが期待され、それを果たした女性であったという方が正確であろう。また吉見正頼の妻少将は、嫡子亀王丸（のちの広頼）を陶晴賢に人質として渡していたところ、天文23年（1554）、陶方と毛利方の緊張の高まりに際して、夫と離別したと称して周防国仁保荘から下瀬頼郷に手紙を出し、武運を開くようにとのべ、「かいふんふしんをめされ、御ふせきかんやうに候」と防戦について指示を与えている。また自分の方は心配ないからと、付け加えることも忘れなかった¹⁹⁾。合戦について指示を与え、自らは離別と偽るなど、合戦のかけひきを心得ていたことがわかる。この少将も吉見氏の妻として、指示を与える立場にある武将であったといえる。

また、戦国期の島津氏領内では、御前に奉公している女性の中から、忠義に厚い「器量之者」を選んで、島津氏が誓紙を書き、敵陣へ問者に入れたという。その代表例が島津義弘の妻の身近くに奉公していた女性であり、密通露頭の罪を許されて解き放たれたと偽り、加久藤の城の責口を敵方に教えたが、これは実は狭い口で、挟み討に格好の口であった。この女性は合戦以後帰参したと記されている²⁰⁾。問者というかたちで女性が参戦した事例である。

織豊政権期から近世初期にかけての代表的な事例としては、『おあむ物語』に登場する女性たちがあげられる。関ヶ原合戦時の石田三成方の大垣城内²¹⁾には女性達が男性と共に籠城していた。石火矢を打つ時には先に城内に触れて廻ってから打たないと、「気よわき婦人など」は即事に目をまわして難儀であったという表現からみても、多数の女性が籠城していたことがうかがえる。城内の女性は、おあむの母も、その外「家中の内儀むすめたち」も、皆天守に集まって鉄砲の玉を鑄たというくんだりでも、家中の武士の妻や娘が、夫、子息と共に籠城して戦っている様子が読みとれる。つまり籠城戦となると家中の武士は一家をあげて城に入るのが普通であったことがわかるのである。したがって籠城戦では女性は鉄砲玉を鑄たり、味方の取った首に札をつけおはぐるを塗ったりという仕事、その他に炊き出しなどを担当したのであろう。女性も役割分担をなしつつ、籠城戦を戦っ

ているといえる。しかしおあむが描写するように、この戦いでは、女性は戦士であるよりもむしろ後方的役割が主になっている。しかし後方とはいっても、武器を製造し、首を整理するという合戦の場の中での後方的役割であること、目の前で戦いがくり広げられている中での役割分担であることは、身逃してはならない。女性が合戦の場に出なかったとは、中世を通じていえないのである。

以上述べてきたように、南北朝期から戦国・織豊政権期に至るまで、女性は合戦の場に現実に出ており、鎧を着し、なぎなたを持って参戦していた。また戦術や戦略に通じていて、家臣に指示を与えた者もあったことがわかった。籠城戦では家中の者の妻も娘も、男性と共に、城の中でそれぞれの役割を分担しつつ、戦っていることも明らかになった。

しかし合戦の場はこのような籠城戦だけであったのではない。野外の合戦もある。この分野では、残念ながら、女性が活躍した事例は、巴以後見出せないのである。その理由はどこにあるのであろうか。この問題を解くためにも、目を鎌倉期の軍役に転じ、その負担形態について考察してみよう。

2 軍役負担の形態

ここでは、鎌倉期の軍役を、女性がどのように負担していたのか、負担の姿に男女間の差があったのか、あったとすればどのような理由に基づくのか、について考察する。

『御成敗式目』二五条には「関東御家人以月卿雲客為婿君、依譲所領、公事足減少事²²⁾」がある。これは、関東の御家人が娘の婿に五位以上の公卿や殿上人をむかえ、所領を譲った時、公事が減少する事態が生じたことに対する、幕府の判断である。この条の大意は、娘に所領を譲り、娘に独立の知行権を認めるのはよいが、公事については親から与えられた所領の大小に応じて分配すべきであり、親が生存中に娘の分を代わって勤仕しても、親が死んだ後は娘が勤仕すべきである、娘の夫の權威を笠に着て娘が公事を勤めないのならば、永くその所領は辞退すべきである、將軍の御所に仕える女官でも、女官として勤めるべき公事は勤めなければならない、この上難渋したならば、所領を知行すべきではない、というものである。

ここには、月卿雲客と婚姻をなした武士の娘も、御家人である父からの所領譲与を受け、独立した領主として所領の支配権を持つことが示されており、したがって所領分の公事は、所領の大小に応じて課されるものであることが確認される。地頭領主であることは、幕府に対して公事を勤める義務を有するということであつた。ただし公事勤仕の仕方においては、娘の分を父が替って勤めることもあったことがわかる。「関東祇候の女房」でも、女房として勤めるべき公事は怠ってはならないとされていることからみて、女房（女官）ではない、御家人の娘で武士の妻となっている女性は、もちろん公事を勤仕したことになる。つまり御家人の娘で①武士の妻となった者、②將軍御所に仕える女房、③公家の妻となった者はいずれも、所領を親から譲与されているかぎりには、領主としてその所領を支配し、かつ公事勤仕義務を負っていたのである。①は二五条に登場しない女性であるが、御家人の娘の多数はこれであり、当然の前提として①は公事を勤仕すべきものと考えられていたと読むべきであろう。

御家人が、所領知行を幕府から安堵されるかわりに、負わなければならない公事には、大番

役、鎌倉番役、西国の御家人に課された太宰府守護役があった。そのほか、將軍上洛に対する随行、幕府の使節などとしての上洛などがあった。大番役勤仕の例としては、弘安2年(1279)に播磨国の御家人広峯兵衛大夫家長が、7月1日から9月晦日までの3カ月の大番役を、内裏姉小路南唐門で、子息長祐が代官となって勤めたもの²³⁾などがあげられる。この場合は子息が代理として勤仕しており、女性に対する軍役は、式目二五条にもみえるように、父親や夫、兄弟が代人として勤める場合が多かったであろうことは、容易に推測できる。

大番役については、天福2年(1234)5月、幕府は守護人に対し、非御家人を大番役に催促することを禁じている²⁴⁾。西国では頼朝時代から大番以下の課役を守護が交名を注して勤めさせてきており、所職の面では西国御家人は「本所領家の支配下に属するという武士が少なくなかった²⁵⁾」。したがって下司職であっても御家人でない人物に対し、守護人が大番催促をしてはならないとして、このことを理由に本所領家が幕府に提訴することを避けようとしたのである。大番役勤仕人は御家人に限ることを、この時点で再確認したのが、この条項であったといえる。

大番役を勤仕する御家人は、どのような形態で勤めたのであろうか。「一家人々よりあいて、屋をもつくり、宿直をも結番して²⁶⁾」と北条泰時は湯浅宗景あての書状で述べていることから、一族の宿舎があり、そこに一族が交替で詰めることによって在京役を果す、というのが通例であったと考えられる。この湯浅氏一族の京の屋は「八条殿政所之跡半分」に屋敷を建てたものであった²⁷⁾。湯浅氏が八条近辺に関係を持ちはじめたのは、承久の乱の時、幕府から八条御所を警固することを命じられたのがはじまりであった²⁸⁾。

大番役と所領との関係は、文永9年の和泉国の場合、二町五段につき兵士1人ずつが基準であったが、八町六反の菱木左衛門尉は兵士6人もの負担であるのに、四町の池田上村左衛門尉はわずか1人しか負担しないなどのばらつきが見受けられる。この配分に従って10月14日から17日までの4日間に限定して、大樓を守護させる定めであり、前日までに中御門の大簀屋に集まることが義務づけられている²⁹⁾。

大番役はこのように守護が交名を幕府に注進し、国内の御家人に催促して勤めさせる御家人役であって、御家人は一族各々の宿舎を京に持ち、本人や代人が勤仕した。和泉国御家人の大樓守護のように短期間のものもあったが、通例は広峯氏の例のように3カ月であったと考えられる。

大番役とは別建の役として登場した簀屋役は、暦仁元年(1238)5月の「為洛中守護可被居置武士於縦横大路之末二候³⁰⁾」との関東御教書に始まるといわれ、6月には辻々の篝火がともされる。辻一カ所の松明用途は銭十貫文にも及ぶものなので、複数の御家人の寄合で十貫文を毎年沙汰することも令せられた。簀屋勤仕を務める御家人には、見返りとして、関東公事と守護使入部が停止された³¹⁾。また簀屋守護人は各々受持ちの簀屋を一族中交替で維持し、簀屋の造営は御家人、罪を犯した地頭、大番役を怠る者に割り当てられた³²⁾。

次に鎌倉番役についても、人夫が多数課された時は、女子分所領からも徴収すべきだと、渋谷定心置文³³⁾にあるので、女子も番役を負担したことが知られる。但しそれは惣領の配分でどのようにも裁量されたであろう。それにしても、武士の女性は、所領を持つ限り、公事番役を勤仕したことがわかるのである。

ここで、京都の屋敷と番役の関係を、小早川氏に焦点をあてて探ってみよう。

弘安のころ小早川氏一族に左衛門三郎と名乗る人物がいた。その妻は弘安4年(1281)正月24日、京都左京の綾小路より南、東洞院より東の、綾小路に面した一戸主の土地、家屋、土蔵を買得している³⁴⁾。売ったのは藤原氏女という女性で、請人には沙弥期阿が名を連ねている。買得した土地は口が東西三丈という狭いものであるが、奥行は南北に十七丈四尺八寸あって、この細長い敷地に、五間四面の屋が二字、柱間三つの土蔵が一つ、門つきの柱間三つの棧敷屋が建っていた。売価は百四十六貫文で、うち七十貫文が土地の値、七十六貫文が屋と土蔵の値である³⁵⁾。百四十六貫文もの高額で、小早川氏一族の女性が、京都の土地や屋敷を買ったのである。当時の小早川氏一族が相当な経済力を身につけていたことがわかるとともに、京の下京に土蔵つきの屋敷と土地を買う必要があったその理由の一端には、大番役や箒屋役勤仕のための住居の確保の意味もあったと考えられる。

この土地、屋敷、土蔵は、3年後の弘安7年(1284)2月3日、平氏女から「火急之要用」があつて武佐左衛門入道に売り渡されている。売却を決定したのは「祖母比丘尼如阿彌陀仏」であり、如阿彌陀仏の名で売券が作成された。平氏女はまた「雖為但平氏女相伝之私領、安芸在国之間³⁶⁾」と述べていることから、平氏女が先の売券の小早川左衛門三郎の妻と同一人物であつて、ふだんは安芸国にいたこともわかる。いっぽう、弘安4年の売券にみえる左衛門三郎は、熊倉左衛門三郎某³⁷⁾にあたるのではないだろうか。そうだとすると、「養子」とあることから、婿養子として小早川氏に入った人物であろう。妻が平氏女と名乗っていることからみて、妻の方が小早川氏一族であつた可能性がある。また祖母は如阿彌陀仏という法名であるから、千世鶴女法名如心にあてはめるのがよいのではなからうか。千世鶴女は小早川季平の孫にあたり、七郎季泰の娘、竹原小早川政景の妻で景宗の母である³⁸⁾。政景は正嘉2年(1258)父茂平(本仏)より都宇竹原庄などを分与され、竹原小早川を称すことになった、竹原小早川氏の祖である。弘安7年に如心が健在であつたとしてもおかしくはない。つまり竹原小早川氏の女性が、京都の下京の一戸主を買得したが、故あつて3年後に手離したものと見える。

ところでこの竹原小早川政景について「竹原小早川家系図」は「正応元年(1288)十一月廿一日為備前国裳懸庄地頭職山名左近藏人景家法師阿次郎景通等跡依在京奉公之勞所被宛行也」と記している。これによつて政景の在京奉公は相当永かつたことが知られる。政景の在京奉公に際し必要であつたのが、下京綾小路の家屋であつたのではなからうか。大番役、箒役のため京に滞在するのに必要な屋敷を、高額の銭貨を払つても手に入れる必要があつたのであろう。

正応2年(1289)政景(定心)は都宇竹原庄地頭職など所領所職を「実子」弥丞冠者(政宗)に譲つた³⁹⁾。もちろん前年に与えられた裳懸庄地頭職も含まれていた。しかしこの文書は謀書だとする訴えが、のちに政景の娘である尼覚生から出される⁴⁰⁾。覚生は政景の実子であり、政宗(景宗と改名)は、養子長政の嫁にと迎えた女性と政景との間に生れた子であり、いわば次妻の子であつた。景宗(政宗)の母こそが千世鶴女(如心)であつたのである。覚生のいい分にも道理があり、茂平から政景にあてた譲状のなかに「もし政景に男子が生れなければ、所領は一門中のしかるべき人物に譲ること、他家他門の人に譲つてはならない⁴¹⁾」と記されていた。実子である覚生が優先的な相続権を持つと考えるのは道理であらう。しかし政宗の母が千世鶴女であつたとすれば、一門中の人で

あり、政宗の相続も茂平譲状に合致しないわけではない。その後の竹原小早川氏は、政宗（景宗）系として続いている。政宗の相承が勝利したのであろう。このように一族内相論に発展するような状況が生まれつつあったことが、「火急之要用」の内容であったのかもしれない。竹原小早川氏は、綾小路の屋地を手離したが、その後室町將軍家への奉公のためにも、屋地は必要であったのであろう、四条油小路に屋地を持ち、それを子孫に伝えている⁴²⁾。

竹原小早川氏が京都四条に屋地と家、土蔵などを持ったのは、大番役、箒役など御家人としての軍役を勤めるためだけでなく、都宇竹原荘の領家である鴨御祖社との関係からも、必要であったのであろう。そもそも都宇竹原荘に地頭職が置かれたのは、この荘の公文が承久の乱の時京方に味方したためであり、新補地頭として公文職は地頭進止という強い権限を小早川氏は持っていたが、領家への負担は継続して貢納されていた。したがって、領家への貢納を円滑に果すためにも、土蔵つきの屋敷は不可欠であったと思われる。しかし京都の屋地、屋敷所持の主目的は、政景に対し「在京」「奉公」を促す関東御教書⁴³⁾が残っていることからわかるように、大番役、箒役勤仕にあったといえる。

そして、夫である竹原小早川政景の在京奉公の拠点であった屋地と屋敷を、妻千世鶴（如心）が所持していたこと、これらの屋敷は小早川氏が共同で使用したとしても、最終的な所有権は如心にあったといえることが重要であろう。

如心が左京の地を売却した年から数えて13年後に、院主職について裁許を下した地頭尼は、政景の姉妹である浄蓮（犬女）の跡を継ぐ人物である⁴⁴⁾。このように、鎌倉期の小早川氏では、女性が地頭尼として領内の裁許を行い、所領を所持して時には幕府に訴訟を行い、また在京役（大番役、箒役）勤仕の拠点としても必要な京都の屋敷を多額の銅銭を払って買得するなど、政治、経済面で広く社会参加をしていた事実が浮び上るのである。

3 軍役の配分

御家人の一族に「公事」として課された軍役は、惣領が庶子に配分し、惣領の指揮のもとに勤仕した。たとえば大友氏の支族である詫摩氏の弘安2年（1279）の譲状によれば、長秀は嫡子泰長に所領の地頭職等を譲るに際して、関東の公事は所領の分限に従って、残りの子息をあい催して勤仕するようにと述べている⁴⁵⁾。惣領が公事を庶子に配分し、宛て課して、惣領の責任でつとめていた状況がよくわかる。建治3年（1277）、尼実阿弥陀仏は子息太郎宗房、次郎兼茂、五郎茂宗、女子土用熊、弥六守吉に田地、畠、屋敷を譲与し、同時に公事については、関東公事は太郎十分、二郎九分、五郎九分の割合で勤仕すべき事、京都大番役は頭人を太郎よりはじめ、他子は所役を頭人に弁ずべき事、鎌倉大番役も同じく太郎より始めて一度づつ勤仕すべきだと、公事の配分率や勤仕形態を指示している⁴⁶⁾。このように公事の惣領庶子間での配分は、地頭御家人一族内の独自性に任されていたのである。

この譲状にみえる女子土用熊は、どのような形態で公事を勤めたのであろうか。尼実阿弥陀仏は「又女子分者、依為給田、不可所当公事宛、但京都大番時、錢壹〇（貫）文可弁頭人也」としている。

つまり土用熊分については所当公事を宛てず、京都大番役のみ負担し、しかも頭人となった兄弟に銭一貫文を払うことと決めているのである。実際、土用熊に与えられた田地は他の兄弟より格段に少ないので、鎌倉番役は免除され、京都大番役のみ、兄弟に銭納することとされたのは、「分限」によったものと考えられる。このように女子分の公事が、他の兄弟に対して、代銭で済まされる状況が生れていることがわかった。女子分の公事を一族内で代銭で決裁するという方法は、女子分所領をもつ多くの御家人の間でとられたと考えられる。

惣領と庶子の間の公事負担の状況をもっともよく示すのが次の鎮西裁許状である。それは正和元年（1312）に出された肥前国国分寺地頭長季法師と中津隈六郎判官代法師寂妙の妻尼明了の相論に際しての裁許状であり⁴⁷、長季（浄光）のいい分は、祖父尊光の時代から、田畠を割分し庶子に譲っても、各々別に御家人役を勤仕せず、本名（本領主＝惣領）の催促に従って大番以下の用途を出すべしとの置文を、弘長2年に尊光は嫡子である順光（長季の父）に与えていたというものである。いっぽう、庶子である尼明了のいい分は、先々この公事は置文の通り惣領方に勤めてきており、請取も分明である。しかし徳治以後は庶子・惣領は並ぶべき由を法に定められたので、別に勤仕し覆勤状も持っている、というものであった。問題の弘長2年（1262）の置文には「一、大番役は町別に倉斗の納五斗の米を本名に弁すべきである、一、宰府守護の時は、町別に銭五文宛を本名に弁すべきこと、條々本名の催を違うべきでない、又別の御家人役を勤めずこの弁を致して安堵すべきである」とある。とすれば肥前国の地頭尊光の一族においては、少なくとも弘長年間から、惣領一庶子の間で公事番役は米や銭で決済されていたことがわかるのである。弘長2年以後も、惣一庶間では置文の趣旨が守られ、徳治元年（1306）ごろまで惣領が庶子分を米や銭で徴収して、惣領のもとで公事勤仕をなす形態が続けられていたといえる。

両者の弁明を聞いた鎮西探題の裁許は、次のようなものである。庶子と惣領が相い並ぶべきだと定められたのは、各々別の譲を受けた者が、さしたる分限ではないので惣領に加わり勤仕していたのだが、士卒の数を増すために惣一庶が相並ぶべき由が鎮西において定められたためである、別役を勤めてはならないと本主が誠め置いた地ではその法に依り難いという本主（浄光）のいい分は謂れがある。但し徳治以後別に勤めたことについては守護代の状を帯しており、今更沙汰に及ばないが、今後は弘長2年の置文に任せて公事を催勤すべきである、と裁決している。上の裁許によると、徳治元年、応長元年という、鎌倉末には、庶子が惣領とは別に番役を勤めることもあったことがわかるとともに、そのような例は士卒の数を増すための例外的措置として扱われ、原則として惣領が一族の番役勤士の責任を持つことを決定したことが知られる。これは鎌倉期を通じて行われてきた原則であった。その原則のもとでは、実態として、惣一庶間では銭納、物納で決済されていたのであるから、このような惣一庶間の決済も幕府は承認していたことになる。

庶子側としては惣領の規制から独立したいという願望を持っていたので、番役の各別勤仕という事態が生ずればそれには喜んで参加しただろう。しかし鎌倉幕府の方針は惣領が一族の代表として番役をまとめて勤仕する方向であった。そうした時、番役分の庶子への催は、米や銭で代納決済されるという方法がとられていたことがわかった。そしてこの方法は鎌倉期を通じて御家人社会で維持されてきた方法であり、幕府が惣領を番役勤仕の代表者とする方針を崩さない限り、継続されて

きた実態であったことがわかった。

いっぽう御家人と農民の間で、この公事番役はどのように考えられ、取り扱われていたのでしょうか。惣一庶間で賦課された公事を配分徴収すれば、農民の側に何の影響もないはずであるが、御家人は領主として自らに課された公事を農民に転嫁しているのである。

京上役、大番役について文応元年（1260）に定められた追加法には「諸国の御家人は恣に錢貨や夫駄という形態で、巨多の用途を貧民に充て遣責している、そのため百姓は佗際に及び安堵することがないと声を聞く、したがって大番役は今後段別に錢三百文、この上、五町別に官駄一疋人夫二人を充て催すべきである、この外は一向停止させる、定められた数以下の負担でこれまでつとめてきた所では、この数以上に加増してはならない⁴⁸⁾」とある。御家人の公事が百姓に転嫁されているという状況を、一般的な事態としてとらえられるとともに、百姓から御家人が用途を責め取る場合の上限が決められたが、それは大番役では段別に錢三百文、五町別に馬一疋人夫二人とされたことが重要である。大番役を含む京上役は、農民に転嫁される時、錢や馬、人夫として賦課されていることが知られる。御家人は右にみるように、人夫、馬、代錢のかたちで公事を農民から徴収していた。これは庶子から代錢、代物で徴収していたことと基本的に同じである。農民から徴収した人夫は、番役そのものを勤めるのではなく、馬の口取りや荷物持ちなど雑用に使用したものと考えられるからである。このように御家人が公事を所領の農民に転嫁したが、これも基本的に代錢、代物納として決済されていた。しかし農民の場合は、代錢代物だけでなく人夫役を無理矢理負担させられていた面は見逃すことができない。庶子の場合は各別に勤仕する方が望ましい事態であったが、農民にとっては一括にしろ各別にしろ人夫役という現実の夫役が課されることの重さは、さまざまな「百姓申状」の指摘する通りである。

以上述べてきたように、御家人と農民間で、人夫役や代錢、代物が転嫁徴収されたほか、惣領と庶子の間で公事は代錢、代物化されて徴収され、これが公事配分の実態であったことを知ることができた。そうすれば、女子分の公事はこのように一般的な代錢、代物化の流れのなかで、同様に代錢であるいは代物で惣領に納められ、惣領の責任で一族分公事が勤仕されたであろうことは容易に推測できる。代錢、代物による決済は鎌倉期御家人間での通常の事態であり、女子分のみの特殊事態ではなかったことに注目しておきたい。

4 文永・弘安の役と女性の軍役

文永11年（1274）10月、蒙古軍が壹岐対馬に襲来し、いわゆる文永の役がはじまった。11月には九州や安芸国・石見国の御家人に対し、軍勢催促がかかっている。九州や安芸国では、御家人だけでなく「本所領家一円地之住人等⁴⁹⁾」にまで催促が拡大されているのは、蒙古の来襲に対する幕府の驚きと、大量の軍勢を急速に整えねばならないという迅速性の必要が示されている。そのためにはそれまで大番役等で踏み破ることのなかった、御家人以外の武士の動員に、ここではじめて踏み切ったのである。九州の御家人・非御家人に対しては「蒙古警固結番」の次第が翌年2月に定められ、各国の御家人にはそれぞれ3ヵ月の在勤が義務づけられた⁵⁰⁾。

合戦に出るに際して、嫡子を具すため、あらかじめ出発前に他の子供に譲状をしたための御家人もあらわれた。「息災にてもとらん事もありがたく候へハ」と述べる源兼の譲状⁵¹⁾に、文永11年の10月ごろの御家人の緊張した空気が読み取れる。御家人達は、惣領のもとに一族が一まとまりとなって勤仕した。文永11年の襲来以来、常に防備を固める必要があったため、蒙古軍への備えは「蒙古人用心番⁵²⁾」と呼ばれている。この用心番役を、代人が勤仕している例は、広峯兵衛尉の代人として子息治部大夫が、7月9日から8月19日まで宿直を勤仕しているもの⁵³⁾などがあげられよう。子息を代人に立てるべきことは、この年(建治元年・文永12年)には定式とされているからである。豊後守護大友頼泰書下⁵⁴⁾によれば、同国の御家人を3番に分け、交替で1ヵ月の番役勤仕としている。それは長期の番役が大きな負担であったためであり、そのかわり重病などで本人が参勤し難い人は本復するまで子息を代官に立てるべきだとしている。このように実戦をにらんで蒙古用心番役は、男性でも、代人が歓迎される風潮に変化しているのである。

いっぽう文永11年の蒙古襲来時に、戦場に臨んで戦わず、自身の所領辺を守ると称して馳せ向わない輩も多かった⁵⁵⁾。つまり幕府の動員令に従わない御家人・非御家人も多かったのである。そのため豊後守護大友頼泰は、建治元年9月の軍役催促では、決められた期日に下着しない人々は、その日数分だけ超勤させるとしている⁵⁶⁾。またこの書下で、重病で参勤し難い者は子息親類若党の中から代人を出すべき事を改めて達している。代人化はこのように、文永の役の直後から男性の武士の間でも、むしろ幕府にとって望ましい方法として定着しはじめているといえる。

幕府は直接的な軍勢の催促ばかりでなく、様々な点で防備のための方策を打ち出した。建治元年6月、西国新聞で河手等を徴取することを停止した⁵⁷⁾のは、警固番役を勤める武士の九州への通行を容易にするためであろう。12月には、来年3月ごろ蒙古を征伐するとして、鎮西でもし不足があれば、山陰・山陽・南海道から梶取・水手を徴発する計画をたて、安芸国海辺知行の地頭御家人・本所一円地等の武士に対し、梶取・水手等を催し、博多に送るよう命じている⁵⁸⁾。

このように文永度の防御体制は、御家人のみならず西国の本所領家一円地知行の武士をも動員することによって整えられ、またそれから一步踏み出して、武士の支配下の梶取や水手をも巻き込もうとするものであったことがわかる。

建治2年3月に入ると、蒙古への発向準備はさらに進む。所領の分限に応じて大小船、水手梶取の交名年令、相具す上下の人数、兵具を注進し、博多津に集結すべきことが九州の武士に命じられた⁵⁹⁾。本人が出られない時は子息を代官として出すことも申し添えられている⁶⁰⁾。また高麗発向を勤めない者には、要害石築地を作るべきこと、そのために人夫をつれて博多津に集結すべきことが命じられている⁶¹⁾。肥後国飽田郡窪田荘預所をつとめる僧定愉のもとにも、「異国征伐」のため人数・兵具・乗馬等を注申すべしとの施行状が来ている⁶²⁾。35歳の定愉は、郎従1人、所従3人、乗馬1疋などとしたため、注申状を出した⁶³⁾。

このとき女性に対してはどのような催促がなされ、どのように勤仕されたのであろうか。

寺原後家尼は、人数交名・乗馬物具の員数を仰せに従って注進し、押領使である河尻兵衛尉に進上した、よって不日参向すると述べている⁶⁴⁾。寺原後家尼本人が軍役をつとめるのではなく、おそらく代人がつとめたのであろうが、この請文の存在は軍役勤仕の主体は寺原後家尼であったことを

示している。

建治2年閏3月3日付で北山室地頭尼真阿も請文を出し⁶⁵⁾、3月25日の書下が昨日到来した、人数交名・乗馬物具の数などは、子息三郎光重・掣久保二郎公保が「夜を以て日に継いで」参上を企てているので、そこで申し上げる、と即答している。打てば響くような尼御前の対応ぶりである。これらの事例からみれば、女性地頭に対しても男性地頭と同じく異国警固番役が課されたこと、後家尼の場合には自ら出むかず、これも御家人社会の通例として、子息や掣が代人として参向したことがわかるのである。

ところで、大番役以下の所役は、惣領が庶子に配分し、勤仕するのが通例であった。しかし異国警固番役ではその原則がくずれかけている。志賀泰朝を惣領とする志賀氏一族のなかで、近地名地頭職を持つ僧禅季は、泰朝の弟であったが、申状を出して異国防御の重事は直接に禅季の身にあて、守護所の催しに預かり、勤仕したいと述べている⁶⁶⁾。その理由は、大功があれば関東に進進してもらい、その名を引付に顕したいためであるとするのである。庶子家として、惣領の統率権から独立したいとかねがね思っていた武士は、異国警固番役をよい機会とみたのであろう。

これに対して惣領志賀泰朝は、風早禅尼深妙が讓状で、志賀村半村内近地名は禅季に与えるが志賀村半村(南方)全体は泰朝が沙汰すべきであり、また禅季に実子が生まれなければ泰朝の子息に譲るべきだとしたこと、年来大小の公事は泰朝の支配によって勤仕してきたこと、禅季は当名を他人(戸次太郎の子息)に讓渡し、各別に公事を勤めたいといっているのは、すでに禅尼の讓状に違ふと述べ、泰朝の支配に付して公事を勤仕させ、他人和与を止めさせてほしいと反論している⁶⁷⁾。こうした惣庶間相論が引き起され、庶子の独立化傾向が進むのには、守護のもとに人数等を注進し、守護の指揮系統が強まる異国警固番役は、よい機会となったと思われる。

建治2年8月、蒙古に対する防備体制は九州のみにとどまらずさらに拡大、山陽・南海両道の軍勢をもって長門国を警固させるに至っている⁶⁸⁾。この動員も従来の方法を踏襲し、地頭御家人だけでなく、本所一円地の住人に対してなされた。また、「地頭補任の地に於ては、来る10月中に子息を差し遣す」べき由が、守護を通じて仰せ下されていることからみて、軍勢を若い武士で編成しようとしている幕府の意図が読みとれる。子息はこの段階では「代人」ではなく、本人として軍勢に編成する方向が打ち出されたのである。

御家人のみならず本所一円地の武士にも異国警固番役が課されるようになると、軍役を拒否する様々な動きも出現した。たとえば地頭であるが神官であるからという理由で警固役を勤めなかった高藤二入道は、「甚だその謂れなし」と認められず、地頭としてその地を知行するようになった由緒を尋ね注申すべきことが守護に対して求められている⁶⁹⁾。文永11年10月の襲来の直後から、異国警固番役は西国の地頭・本所一円地の武士に等しく課される「平均役」としての性格を持ち、持続されたのである。

相良西信(頼員)は、建治3年6月17日、肥後国球磨郡人吉荘南方内犬童丸名の田地と屋敷を、娘長妙女・長者女二人の女子に譲るにあたり、先に一たん等分に分け譲っていたのを改め、姉の長妙女には「うとのくちの田地壹町、北のたけの内の藪壹ヶ所」を譲るのみとし、その他は段歩をもらさず妹長者女に譲っている⁷⁰⁾。その理由は、蒙古合戦のころより、長者女の夫である願心房が、

聳であるにもかかわらず西信の代官に立って異国警固の番役を勤仕した。これは西国にとって「心やすき」上、奉公きわまりないことでもあるので、譲るといのである。番役を聳が自分の代人となって勤めた功により、その聳の妻である娘に、譲与分が増大されたのであった。ここには、異国警固番役が、御家人社会の譲与相続に、特に娘への譲与相続に影響を与える要素であったことが示されている。実子に娘しかいない御家人の場合、このように聳が代人に立つことは多かったであろう。そうすることによって娘への配分率に変化をきたすという状況が武士の社会に生ずることになった。この変化はまだ全体として女子への譲与分を減らすというほどははっきりと表面化してはいないが、女子分減少化への一段階としての要素は充分もっているといえるだろう。

文永11年から建治3年にかけての異国警固番役は、西国の地頭御家人のみならず本所一円地の武士にまで課される「平均役」としての姿を確立していき、女性地頭にも等しく課された軍役であった。しかし実戦をにらんだ幕府は子息への代人化を決定し、建治2年には子息そのものを出すことを要求している。女性の軍役も男性と同じく子息や聳が代官となって勤めた。この点は女性軍役だけが代人化したのではない。代人化は幕府から推進されたものであることも確認しておきたい。また子息や聳が代人として軍役をつとめる事態は、女子分の相続に変化をもたらす一要素でもあったと考えられる。

次に弘安度の軍役についてみてみよう。

弘安3年(1280)12月8日、執権北条時宗は、明年4月に蒙古が再度来襲するとし、守護・御家人に役所に向い用心すべき事を命じた⁷¹⁾。この時、御家人以下の軍兵等は守護の命に従い防戦の忠を致すべきこと、守護人もまた親疎を論ぜず忠否を注進し、賞罰を申し行うべきことが言い添えられている。再度の襲来(弘安4年5月)に対する備えが、前年の12月からはじめられていることが注目されると同時に、来るべき合戦の準備段階で、御家人に対する守護の統率権が、文永11年ごろよりさらに強化されていることが知られる。つまりこの御教書によって御家人は守護のもとに編成され守護の命を受けて戦う形態であったこと、守護の手に御家人の賞罰権があったことが認められるのである。

この関東御教書は大友氏や少弐氏に配付された。大友氏・少弐氏は御家人に写しを配布している。少弐氏はこの写しに添えて書状を出し、武尾大官司頼門あてに、楯と石築地上垣楯を用意し、3月1日以前に来るよう要請している⁷²⁾。弘安4年5月の覆勘状によると、比志島氏の代人河田盛資は、2月2日から5月1日まで「異国警固宮(箱)崎番役」を勤めている⁷³⁾。この期間が3ヵ月の長期であることからみれば、建治のころから一たん短縮されたらしい警固役も、危機が迫るとともに再び旧に復したもののらしい。

弘安4年5月、蒙古軍は500余艘の兵船を浮かべて対馬に襲来した。執権北条時宗は七道に命じて防戦体勢をつくったという。蒙古軍は対馬島を占領、日本方は太宰少弐の勢が浦々泊々で応戦し、日夜の合戦となり、多くの死傷者を出している。日本方では9ヵ国の軍勢が後押しをし、海賊も参戦したとされている⁷⁴⁾。またこの合戦最中に靉が降って急に寒くなり、蒙古方では氷死するものが数多に上った。日本が苦戦している時にどこからともなく大船が4艘あらわれたが「大将とおほしきハ、女人」であり、その力のははかりしれないくらい強く、蒙古の船に乗り移って軍兵300余人を手

取りにして海中に投げ入れ、蒙古軍の大将その他手の者28人を即時に斬り棄てるなどの働きをみせたという。

この大力の女人大将が登場する「持範注進状写⁷⁵⁾」は、後世の創作であり、『鎌倉遺文』の編者竹内理三氏はそのことを注記で明らかにしている。弘安の役に際してこのような大力の女性の大将がどこからともなく現れ、危機を救ったとの風聞が生れたのは、巴や坂額のように武勇に秀でた女性その他大力の女性が、伝説的存在になりはじめたことを示すものでもあろう。しかし、戦う女性大将が合戦の「難儀の最中」にあらわれて、大きな力を発揮したという風聞は、日本の武士に戦う意欲を与えることになったにちがいない。女性戦士の姿をまだ忘れていなかった弘安ごろの武士階級は、苦戦から善戦への転機とすべき時に、この女性を再びクローズアップさせて思い起こし自らを奮いたたせたのが、この女人大将であったと思われる。

閏7月になると、時宗はさらに播磨国に甥相模七郎時業を下して、播磨国の守護となし、山陽道の海路を固めさせる策をとった⁷⁶⁾。そして守護北条時業の命に従い防戦すべきことを播磨国の武士に命じ、周防国の武士にも同様の命を下している⁷⁷⁾。特に周防国の武士に対しては、子息を出すべきことを命じているのは、建治2年以来の変化を定式化したものといえる。このように弘安の役においては、九州のみならず、周防や安芸の武士も動員され、守護の指揮のもとに防備体勢がつくられたこととともに、即戦力として子息を下すべきことがうたわれ、武士の子息の軍役勤仕が定式化されたことが特徴であるといえる。

弘安度の軍忠状は、弘安4年12月ごろよりあらわれる。まず豊後国の御家人右田四郎入道道円の代人である子息弥四郎能明が、6月8日の合戦で、自身と下人が疵を被ったと証人をたてて申請してきた⁷⁸⁾。この申請でもわかるように、弘安の役では御家人の代人として子息が軍役に勤める状況が、一般に定着していたようである。

比志島時範は5年2月に軍忠状を出し、4年6月29日の壱岐島での合戦、7月7日の肥前松浦郡鷹島での合戦で防ぎ戦った忠勤を述べている⁷⁹⁾。このうち壱岐島へは蒙古の船は数千余艘襲来したという。比志島氏の軍忠については、島津長久が証状を出し、見知したと証明している⁸⁰⁾。また筑前国怡土荘の名主三坂実時は弘安5年8月に蒙古合戦につき申状を出したので、少式氏は怡土荘中村源四郎允あてに証人として出対するよう命じている⁸¹⁾。これらの証状によると、対馬、壱岐、松浦で激戦が行われたこととともに、「名主」の参加から、非御家人の参陣も現実にあったことを知ることができる。合戦での功は申状に述べ、証人も立てて先ず守護に申請する。すると守護は証人の起請文を取るなどして審査をしてから関東に注進した⁸²⁾。

いっぽう番役の方は弘安5年7月に、龍造寺家清が7月1日から30日間警固番役をつとめており⁸³⁾、佐多定親は9月25日から11月4日まで40日間の警固役を勤仕している⁸⁴⁾。これらの例からみると、弘安4年の合戦直後は再び通常の長期にわたる警固番役に復したものであろう。

弘安の役後の弘安7年、見逃すことのできない追加法が出される。11月21日の評定によれば関東御領知行の後家や女子が在京することを停止させるということになった。もしこの制法に背けば、所領を収公するとしている⁸⁵⁾。この条から、関東御領を知行している後家や女子が、在京役を現実に勤めていたことが知られるのである。ところがこれが禁じられたのであるから、以後その後家や女

子は代人を出して役を勤め、自らは所領に残るという方法を取らざるを得なかっただろう。つまり女性の在京役は、幕府によって女性本人が勤仕しないで代人が勤仕する形態に固定された。後家所持の所領、女子分所領の軍役の代人化は、文永・弘安の役時の幕府側の要請とともに、弘安の役後のこの幕府法によって、固められていったと考えられる。

続く弘安9年7月25日、幕府は鎮西御家人の所領につき、異国警固が落居しないうちは、女子に所領を譲ってはならない、男子がなければ、親類を養子となし、これに譲るべきこととした⁸⁶⁾。鎮西の御家人所領の女子への譲与を、時限立法の体裁を取っているが、禁止したのである。鎮西の女性所領については、この後正応年中に「後家女子知行之鎮西所領者、非警固要器之間、可被取公之由」沙汰があったとされる⁸⁷⁾。とすれば鎮西ではしばらく幕府の方針として女性所領の存在が否定され続けたことがわかる。女性所領の否定の根拠は、女性が「警固の要器ではない」という点にあった。このような判断が幕府の側からなされ、幕府の方針として、鎮西という地域に限ってではあるが、後家や女子が所領を知行することを否定したことは重要である。武士階級の内部から自然に女性知行が消滅していったのか、幕府の方針として推し進められたのかといえば、後者の動きがこの時点ではより強力であったと思われるのである。

この点を武士階級の所領相続の面から検討してみよう。願仏は男女子を多くもっていたが末子である藤原妣石女が弘安3年に大和国大宅荘の預所職を継承していることが確認される⁸⁸⁾。多くの子供の中から最終的には末女に預所職が相続され、宛行状も出されている⁸⁹⁾のであり、女性の預所職相続が確認されることに注目したい。

地頭職に関しては、弘安4年7月10日、安芸国妻保垣・高田原両別府と^{ながた}長田郷の地頭職が、内藤為久から女子姫松御前に永代譲与されている⁹⁰⁾。為久には男子がなかったので、姫松御前に譲ったわけであるが、関東御下文以下の次第手継の譲状等を添えたこの永代譲与は、御家人一般の男子への譲状と何ら変りはない。「又いやしきのこうれいしや、くハ、けたひなくつとむへし」とあり、恒例の役勤仕を被譲与者である女子に義務づけている点でも、男子への譲与と同じである。

弘安5年正月に記された覚順の処分帳によれば、嫡女字長寿には最勝寺新阿弥陀堂領西加礼川下村の大部分と所従6人を、字伊王には下村内辺木山と所従4人を、亀石には所従3人を譲っている⁹¹⁾。長寿、伊王、亀石は3姉妹であり、覚順の「子息」であって、「惣公事出来時者、上下之沙汰寄合、半分ツ、可勤也」とあるので、上荘を譲られた子息共々女子達が所領を知行することを覚順は期待していたことがわかる。

このように、弘安の役のころでも、在地領主の所領譲状ではあいかわらず女子に所領が譲られていることがわかった。妻に田や在家を譲った例もある。この、妻に新田荘鳥山郷内の田、在家を譲った畠山時成の譲状⁹²⁾には、女房一期の後は「ねをい御前」という孫女に与えるべきことを言い添え、ねをい御前の屋敷は「いさいけ（居在家）」にするからという理由で「御くう（公事）しあるへからす」と公事を免除している。その他の田や在家部分については公事を勤めるべきだが、「これよりほかは、いかなる御くうしをちきたるとも、ゆめゆめつとむへからす」と、時成は公事の懸かる部分を限定しているのである。このような公事の免除や限定が、譲状で自由になしえたということは、一族惣領や庶子に公事を配分し勤仕させる場合、配分率は一族内部の自由裁量に任されていた

ことになる。一族内でどのようにも配分できるとすれば、女子分や妻分の公事が減免されたり、代物や代銭納に置き換えられたりするの、自然の成り行きであるといえる。この傾向を促進したのは蒙古合戦での幕府の代人要求や、弘安の在京役禁止や女子への不讓与令、収公令であったと考える。

蒙古合戦で親の伴をしなかった子息に対し、「不孝」を申しわたした御家人がある。永安兼祐は石見国永安別符などの領主であったが、嫡子「ひこ二郎かねよし」が世嗣でありながら異国峰起の時にあたり親の伴をしなかったことをあげて「不孝」し、妻である永安の女房（のちの尼良円）が一期の間は知行し、その後は娘まこやさ（のちの尼良海、吉川経茂の後家）に与えたとした⁹³⁾。この讓状には、親と子息で筑紫での蒙古合戦に参戦するはずであったこと、本拠地の所領を守っていたのは妻であったことが示されている。それとともに、子息を不孝し、女子に所領を讓与している例としても注目されるのである。参戦して功をたてると武士の世界でそのような男子はもてはやされたであろうが、合戦に出なかった者は不孝されるという憂き目にもあう。このような時に替って所領相続をなしたのが、妻や女子であった。弘安の役のころでも、被讓与者の第1位にはさすがにいらなくなったが、いつでも第1位に替りうる地位に、妻や女子がいたことを示すものである。

5 妻役割と軍役

治承4年（1180）、源頼朝は書を小山、下河辺、豊島、葛西氏などに送り、有志の輩を語らい味方に参向すべき由を伝えた。この時、豊島朝経は在京中で留守であったので、朝経の妻に対して綿衣を調進すべきことが命じられている⁹⁴⁾。夫不在時には、妻が軍役を負担したこと、そしてそれは綿衣を調進するという代物納であったことがわかるのである。

軍役として調された綿衣は、軍服として用いられたと思われる。このように軍役が物で置き換えられる状況は、鎌倉初期からみられ、またそれは自然に行なわれているのである。室町時代の教訓書である『めのとのさうし⁹⁵⁾』には「御ぞたちぬふ事、いやしきわざにてあらず」とあり、「まづしたて物にみつてきゝあり、第一にははやくうつくしく、第二にはしたてはさほどなけれども、はやければ時のようにたち候、第三にはをそけれどもうつくしきをとる候」と続けており、衣服の仕立てが決していやしいわざではないことを強調し、仕立物については早く美しく仕上がるのを第一とするのは当然として、仕立て上りはさほどではないが早いのを第二とし、それは時の用に立つからであるとしている。このことは軍服として急に必要になる衣服についてもあてはまることであり、軍役として衣服が課されることも『めのとのさうし』で想定されていると考えられる。また上の文章に続いて「ことにさぶらひは、馬の鞍ををくひまに、かみしも一具ぬはぬ女はあらじと也」と述べているのは興味深い。これは武士階級の女性一般、特に妻役割をよく示す文言であるといえる。男性が馬の鞍を整備する間に、かみしも一そろえをぬうくらいの能力がなければならず、またそれぐらいの女性はたくさんいる、ということ表現しているといえる。裁縫が、妻役割のなかでも大きな意味を持っており、したがって軍役を妻が果す時に、軍服を調進するという形態でかえられたのだと考えられる。

相良蓮道の妻が、人吉庄北方から貢納される48両の地子の芋のうち、12両は領家の地子に立用したあと、36両の中から20両までも生存中進退することが置文で言い残されたのは⁹⁶⁾、女性と芋との密接な関係をあらわしている。すなわち、衣服の製作、管理者としての女性、特に妻の姿が前提にあることが、後家になっても芋が集中的に与えられた理由であろう。

『渋谷定心置文』には「世間の具足少々あらんをば、後家尼に申合はせてその計らひにしたがうべし⁹⁷⁾」と記されている。世間並の具足と謙遜しているのであろうが、具足鎧等の武具が渋谷氏には所持されており、その管理は後家尼が行うべきことが述べられているのである。武具の管理とは、使用許可の権限を後家尼が握っていたことを示している。この武具という言葉を広大すれば、合戦時の衣服もこれにはいることになる。衣服、武具の管理権、衣服についてはその製作が、妻としての役割の大きな部分を占めていたのである。

前述のおあむやその母、そして城中にいた家中の内儀や娘達が、鉄砲の玉を鑄たのは、武器の製作に他ならない。味方の取った首に札を付け、おはぐろをぬるというのも、武具の手入れ管理と一面あい通じるものがあるのではなからうか。このような行動の背景には、衣服の製作と管理、軍服の製作による軍役負担、武具の管理と使用許可が、鎌倉期を通じて妻そして後家の役割であったという事実があった、といえる。このように女性は軍役と無関係であったのではなく、衣服の調達という形態で軍役を果しており、また日常生活においても、衣服を製作するために自らも織り出す他、手早く縫い上げ、一族中の者を指揮して常に衣服が充足するように整えておく役割、武具の手入れと管理役割を果していたのは、妻であった。

また夫や公事番役を勤仕するために在京あるいは在鎌倉等をしている間は、妻が所領に在地し、領主としてのつとめを果したと考える。特に鎌倉中期ごろまではそのような家を守り夫にかわって夫不在中に家の最高指揮権を握る妻の姿が、典型的なかたちでみられたと思う。鎌倉後期より惣領制的分割相続が単独相続に切り換えられ、家臣団が形成されはじめると、当主不在中の家長権の代行は、次第に家臣団にも肩替りされるようになって考えられるが、最終決定権は妻にあったと考えなければ、戦国期毛利領での妻の采配は解けなくなる。惣領家家臣団形成以前の所領分割相続の段階には、惣領・庶子の家の各々で、妻が夫の留守中に家父長に代位し最高指揮権を握る姿は、処々に典型的に見られたといえよう。“所領の知行”と“家中雑事管掌”が武士階級の妻役割であるとかつて述べたが⁹⁸⁾、“所領の知行”とは具体的には夫不在時のこのような妻の姿を指すと考える。

軍役と妻役割の関係を、以上のように考えてくると、中世武士の夫と妻の役割分担は、明確ではなかったという結論に到達する。近代社会での「夫は仕事、妻は家庭」というような明らかな外と内の役割分担をなしてはいないのである。夫も妻も、形態は異なっても、かわりあって武士としての軍役を勤仕しているのである。夫が勤めるのが基本であるが、代人を出してもよく、夫が勤められない時は妻が衣服を調達することで、軍役を果すのである。また女子分の軍役を夫や父親、兄弟が勤めている例は多かったであろう。このように代人を出すことは、惣領が一族に対し軍役の配分徴収権をもっている武士の社会では、何ら不自然ではなく、物や銭でその分が決済されたり、代人を出すことは普通に行なわれた。そればかりでなく、軍役の代人化は、文永の役後幕府から推進された事態であることも明らかにしえた。したがって、女子分や妻の分の軍役は代人を出すことで果

したり、代物や代銭で惣領との間で解決されていたのであり、女性が現実には番役をつとめず合戦の場に居なかったことは、鎌倉期には不自然な事態だとは映らなかったと考えられる。

しかし文永・弘安の役での急激な番役の増大と、その後の鎮西での女子への所領譲与禁止令によって、女子分所領は制限を加えられる傾向がみられはじめる。また武士階級のなかでの分割相続から嫡子単独相続への移行の波は、女子分所領の一期分化、不譲与を促した。そして南北朝内乱期に、女子分の軍役が再び表面化することになる。この時、女性に課された軍役は、鎌倉期と同じく代人を出して勤仕されたが、内乱期の恩賞不足も手伝い、女子分所領減少には拍車がかかることになった⁹⁹⁾。

ところが、戦国期・織豊政権期に至っても、女性が合戦の場にいる例がみられたことを指摘した。さすがに、戦国・織豊期には、野外の合戦では女性の姿は消え失せるが、城を守る戦いでは大活躍した実例も多い。結果的に活躍したことにはならなかった場合でも、おあむ一家のように、武士でも農民でも、籠城戦となると一家ぐるみで城に入っている¹⁰⁰⁾。夫あるいは子息のみが戦っているのではなく、一家が行動を共にしていることは注目される。このことは、城という形に拡大した各々の家を守るたたかいに、妻子は参加しているのだといい換えられよう。中世を通じて武士の妻は、家中の衣服をつくり、家中の衣服から武具まで管理し、夫にかわって軍役も衣服調進というかたちでつとめてきた。また夫不在時には、家の最高責任者として、所領にのぞんだ領主の姿も見せた。これらは、“所領の成敗（知行）”と“家中の雑事の管掌”という妻役割の表現形態であったと考えられる¹⁰¹⁾。夫と妻は家業としての武士を、夫婦単位で、協力しあつてつとめてきたといえる。通常、大まかに外は夫、内は妻がそれぞれ責任を持っているが、夫不在時、夫死去の後の、妻や後家の権限の大であったことにみられるように、妻は夫に代りうる立場にいたのであり、夫と妻の外と内との境界は、ゆるやかであったと考えられる。こうした夫と妻の関係が、軍役勤仕という、一見女性には関係が薄いと思われがちな分野からの考察によって、かえって明確にできたと考えている。

むすび

合戦の場に果して女性がいなかったのか、合戦の場への前提としての軍役の負担形態、所領所職の相続を通じてみた女性知行の存在形態、家内の妻役割と軍役の関係、の各側面から検討してきた結論の上に立って、「はじめに」で述べた3つの疑問点に答えておきたい。

第一の点については、「はじめに」でも述べたが、武士階級の女性の地位転落を泰時の時代と見るのは適当でないと思う。女性の地位判定の最も大きな基準は、所領所職の相続であろう。相続上、一期分化、不譲与が進むのは鎌倉後期からであるが、その変化はゆるやかである。文永の役によって軍役代人化が一般的となったことは右の変化を促進したであろうし、幕府が出した弘安の役後の2つの追加法は、上から女性の在京役を代人化し、女子への不譲与を奨励するものであった。しかしこれらの追加法も決定的に女性への所領所職譲与を止めることはできず、中世後期に女性の所領所職知行が数多見られることは前行研究が示すところであり、拙稿でも述べてきた。

第二の点は、中世の女性が武力を持たず、戦場に出ない存在であったのかどうか、という点であ

った。これについては、戦場に出るような局面に迫られた時、戦国期、織豊政権期でも戦場に出て戦っている。しかしさすがに野外の合戦で働く姿は、中世後期には見られなくなり、城を舞台とする合戦に登場したことを述べた。この姿は、中世の武士階級の女性が果してきた妻役割と密接にかかわっており、家の拡大形態としての城にこもることによって、そこで武器をつくり、食事や衣服の製作、手入れと管理を行ったのであるといえる。“武士”という家業は、夫、妻、子の一家ぐるみでつとめたのである。したがって夫と妻の役割分担はゆるやかなものであった。

第三点は、女性の地位を低くしたのは、武力をもたず合戦に出なかったことが原因であったのか、という点であった。武士の社会で、合戦の場にいる女性の姿が再現できるが、それは少なくなっている事は事実である。というより合戦の場に居たり、武勇で名をあげた女性はもともと武士の女性でも女性の多数派ではないであろう。一般には女性の軍役は代人、代物、代銭で決済されていた。しかしこの代人、代物、代銭決済は男性でも多数存在したし、文永の役当時から幕府の推進する方向でもあり、鎌倉期には決して不自然なものと考えられていなかったと思われることも述べた。特に外と内のゆるやかな役割分担が定着してくると、外（合戦）は夫、所領を守るのは妻という姿が多くなることは事実であろう。従ってこの合戦に出なかったという点は女性の地位低下を考える時、よい指標であるとはいえないのである。武士の女性も、所領知行や所領裁判権、経済力など、男性と同じく領主としての側面から見直すことが妻役割を考える上でも必要であることを、改めて強調しておきたい。つまり職業的戦士としての武士階級は、その背後にある家族論なしには語れない段階にきているというべきであろう。

注

- 1) 井上清『日本女性史』三一書房、1956年、88ページ、92ページ。
- 2) 『日本女性史』92ページ。
- 3) 宮城栄昌・大井ミノブ編著『日本女性史』1959年、吉川弘文館、102ページ。
- 4) 田端泰子『日本中世の女性』1987年、吉川弘文館。
- 5) 西岡虎之助『日本女性史考』1977年、新評論、102、103ページ。
- 6) 細川涼一『女の中世』1989年、日本エディタースクール出版部、13ページ。
- 7) 吉沢義則校註『応永書写延慶本平家物語』1977年復刻、勉誠社。
- 8) 高木市之助・小沢正夫・渥美かをる・金田一春彦校注『日本古典文学大系33平家物語』下、1960年、岩波書店、176ページ。
- 9) 改定史籍集覧本『参考源平盛衰記』巻29、1982年復刻、臨川書店。
- 10) 『参考源平盛衰記』巻29。
- 11) 細川涼一前掲書17ページ。
- 12) 新訂増補『国史大系 吾妻鏡』第17、建仁元年5月14日、6月2日条、1989年、吉川弘文館。
- 13) 前掲『吾妻鏡』建仁元年5月14日条。
- 14) 『吾妻鏡』建仁元年6月28日条。
- 15) 『「慕婦絵詞」概説』（洪沢敬三・神奈川大学日本常民文化研究所編『新版絵巻物による日本常民生活絵引』第5巻、98ページ、1984年、平凡社）。

- 16) 前掲『新版絵巻物による日本常民生活絵引』122ページ。
- 17) 『融通念仏縁起』にも、北白川の下僧の妻や子供の姿が描かれている(『新版絵巻物による日本常民生活絵引』)。
- 18) 『萩藩閥閥録』巻38、140。
- 19) 『萩藩閥閥録』巻148。
- 20) 『日州木崎原御合戦伝記』(戦国史料叢書6『島津史料集』1966年、人物往来社)。
- 21) 『おあむ物語』には大垣城とあるが、佐和山城であるとする説もある。(『おあん物語』『日本庶民生活資料集成』8、1969年、三一書房)。
- 22) 牧健二監修、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第1巻鎌倉幕府法、1955年、岩波書店。
- 23) 『鎌倉遺文』13738号、東京堂出版(以下『鎌倉遺文』からの引用は、号数のみ記す)。
- 24) 『中世法制史料集』第1巻。
- 25) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(『日本封建制成立の研究』1955年、吉川弘文館)。
- 26) 5244号。
- 27) 5244号。
- 28) 11093号。
- 29) 11115号。
- 30) 5245号。
- 31) 5256号。五味克夫氏は簞屋守護を勤める御家人には松明用途が負担としてかかるので、弘安7年に在京人、地方発遣人の所領年貢免除が決められた時、簞屋守護人もおそらくその適用を受けたであろうとする(『国史大辞典』かがりやの項)が、維持費(松明用途)に対する見返りとしての関東公事免除と守護使入部停止は、本文中で述べたように簞屋役設置当初からのものであったことが判明した。
- 32) 五味克夫「在京人と簞屋」(『金沢文庫研究』9ノ8・9)。
- 33) 『入来文書』、日本思想大系21『中世政治社会思想』上(1972年、岩波書店)。
- 34) 14240号。
- 35) 14240号。
- 36) 15063号。
- 37) 「小早川家系図」(『大日本古文書家わけ第11小早川家文書』)。
- 38) 「小早川家系図」。
- 39) 『小早川家文書』54号。
- 40) 『小早川家文書』54号。
- 41) 『小早川家文書』52号。
- 42) 「竹原小早川家系図」(『小早川家文書』)。
- 43) 「小早川家証文」12号(『小早川家文書』)。
- 44) 「小早川家系図」、『東禅寺文書』。
- 45) 13573号。
- 46) 12955号。
- 47) 「鎮西探題裁許状」(『増訂鎌倉幕府裁許状集』下37号、1987年、吉川弘文館)。
- 48) 追加法333(『中世法制史料集』第1巻)。
- 49) 11741号。
- 50) 11805号。

- 51) 11728号。
- 52) 11883号。
- 53) 11890号。
- 54) 11923号。
- 55) 11962号。
- 56) 12022号。
- 57) 11930号。
- 58) 12170号。
- 59) 12252号。
- 60) 12253号。
- 61) 12260号。
- 62) 12271号。
- 63) 12275号。
- 64) 12277号。
- 65) 12292号。
- 66) 12303号。
- 67) 12332号。
- 68) 12449号。
- 69) 12450号。
- 70) 12756号。
- 71) 14207号。
- 72) 14251号。
- 73) 14316号。
- 74) 14366、14367号。
- 75) 14367号。
- 76) 14388号。
- 77) 14388、14389、14390号。
- 78) 14514号。
- 79) 14583号。
- 80) 14611号。
- 81) 14683号。
- 82) 14696号。
- 83) 14672号。
- 84) 14732号。
- 85) 追加法568。
- 86) 追加法596。
- 87) 二階堂文書。
- 88) 13873号。
- 89) 14034号。

- 90) 14361号。
- 91) 14550号。
- 92) 14589号。
- 93) 14694号。
- 94) 『吾妻鏡』 治承4年9月3日条。なお拙稿『日本中世の女性』第1部参照。
- 95) 『群書類従』 卷第477。
- 96) 相良蓮道置文 (『大日本古文書家わけ第5 相良家文書』39)。
- 97) 『入来文書』。
- 98) 拙稿『日本中世の女性』(前掲)10ページ。
- 99) 南北朝内乱期における女子分軍役賦課と勤仕の実態、その意義については、拙稿「南北朝内乱期における国人・土豪層の役割と女性の地位」(京都橘女子大学研究紀要第18号所収、1991年、のち『日本中世女性史論』所収、1994年、塙書房)を参照されたい。
- 100) 拙稿『日本中世女性史論』参照(1994年、塙書房)。
- 101) 「所領の成敗(知行)」と「家中の雑事」の管掌が、中世の妻役割であり、家中雑事管掌の中には、この他、子の養育や家臣への配慮などがあったことは、前稿で述べた(前掲『日本中世の女性』、「戦国期女性の役割分担」『日本女性生活史』第2巻中世所収、1990年、東京大学出版会、及び前掲「南北朝内乱期における国人・土豪層の役割と女性の地位」)。